

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	子ども医療費について	<p>今年松阪市に引っ越してきたのですが、以前、四日市市と津市に住んでいました。四日市市、津市では子ども医療費の窓口負担が無かったのですが、松阪市では窓口負担があります。それはどうしてなのでしょう。負担した金額も、後日口座に振り込まれるシステムで実質負担はありませんが窓口での負担があることがとても不便に感じています。子どものかかりつけ医等もまだ津市の病院が多いため、負担が全額になるので特にそう感じてしまいます。小学生のお母さんから、小学生からは市内でも1,000円以内の負担がなくなると聞きました。医療費無料の年齢が上がったのは大変嬉しいのですが、後日返金されるのであれば窓口負担をなくした方が業務負担も減るのではないのでしょうか。</p>	<p>子ども医療費助成制度は、国による統一した法律が無い分、各都道府県、各市町村の独自事業として運用していますので、各自治体によってその制度は統一されておらず、各市町の特徴が表れます。</p> <p>その中で、この最大1,000円までの窓口支払をしていた後日助成する制度は、生活困窮者のための窓口負担の軽減を目的として、平成31年4月から始まっています。</p> <p>当時この問題を検討するにあたって、各種方面の有識者の方に集まっていたいただき、あらゆる観点から検討を重ねていただきました。</p> <p>検討の中で、窓口払いを完全に無料とすると、医療費全体が1.2倍～1.3倍に増加するという研究結果が示され、医療費の自己負担額が増加、いわゆる助成額が増加することが懸念されました。松阪市としましては、数千万円の増加が見込まれます。</p> <p>事実、三重県が集計するなかで、窓口払いを完全に無くしている市町の医療費が、平均15%増加しているとの発表もありました。</p> <p>また、この医療費の増額分を抑える効果によって、松阪市は、県内では最も早い時期に高校生世代まで対象年齢を拡大し、子育て世代をより一層支援することを開始しています。</p> <p>市の限りある財源において、今後も継続できる制度として運用することが最も大切であると考えますことから、未就学児を育てる一定の所得のある世帯には最大1,000円までの窓口支払いをお願いしているところでございます。</p>	<p>保険年金課 電話:53-4046</p>

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	希望	松阪市民病院と駐車場の間にある横断歩道に信号を付けて欲しい。	<p>信号機など交通規制に関わるものにつきましては、三重県公安委員会の所掌業務となります。松阪市においては松阪警察署が窓口となりますので、ご意見をいただいたことにつきましては、お伝えをさせていただきます。</p> <p>しかしながら、交通規制等に係る要望につきましては、個人ではなく、地域住民の総意という形で地元自治会等から要望書を松阪市に提出していただき、それを松阪市の副申を添えて松阪警察署に提出するという形で要望することが一般的となっております。</p> <p>よろしければ、自治会長様等とご相談いただき要望書を提出していただくこともご検討いただければ幸いです。</p> <p>改めまして、交通安全に関してのご意見をいただきましてありがとうございます。今後も市民の皆様の大切ないのちを守るために、交通安全対策に一層の精進を重ねて参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>地域安全対策課 電話:53-4063</p>

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	<p>新型コロナワクチン後遺症患者救済についての提案</p>	<p>予防接種健康被害救済制度について、奈良県や春日井市のようにホームページや幅広い広報媒体で分かりやすく案内する事。 予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き案内を作成し、希望者に案内を配布、ホームページや幅広い広報媒体で周知する事。 市内全ての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんに、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。 病院用に「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会、各病院に分かりやすく案内、周知する事。 ワクチン接種記録の保管期限延長、若しくは接種者手帳の発行を国に働きかける事。 市内の小中学校に通う、ワクチン健康被害の児童・生徒に対する、教育を受ける機会の保持の為、被害を把握するための調査を行い、各学校に体調不良で通えなくなった子供にオンライン授業を検討したり、出席日数に関して、診断書がある場合出席停止扱い等を検討したり、進級卒業に関し柔軟な対応を行うよう各学校に通知する事。 ワクチンによる健康被害によって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済の為、調査を行い必要な処置を行うよう、国に働きかける事。 参考資料 奈良県HP健康被害急性制度における「受診証明」の記載マニュアル(第3版) 春日井市HP健康被害救済制度における「受診証明書」の記載マニュアル(第1版)</p>	<p>新型コロナワクチン定期予防接種を希望する方には、予防接種説明書等を通じて予防接種健康被害救済制度の周知に努めております。また、予防接種健康被害救済制度の申請希望者には丁寧な聞き取りと相談に応じており、受診証明書を書いていただく医療機関や薬局にもご協力をいただいております。 いただいた貴重なご意見を参考にしつつ、申請希望者が円滑に手続きを行えるよう、引き続き丁寧な案内に努めてまいります。</p>	<p>健康づくり課 電話:31-1212</p>

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	市民マラソンについて	<p>本日市民マラソン開催 市内中心部至る所通行止め、迂回路の表示も全くなし 1時間以上も車を走らせても目的地につかず! 市内主要道路をマラソンに使う必要があるのでしょうか 市民の生活はどのように考えているのか 市長に今回のことについてコメントをしてもらいたい 市外から市内の病院は定期的に通院する年配者も結局予約時間内に辿り着けず診察が昼から、もしくは別日になったとか 中部台公園周辺を何周も回るコースなどでも充分でないのでしょうか</p>	<p>当日は周知不足により大変なご迷惑をおかけいたしました。ご意見をいただきましたことは事務局内でも情報共有をさせていただき、ご不便となります交通規制等の情報は、迂回路看板の設置、交通規制チラシの配布など今後さらにきめ細かく情報発信できるよう努めてまいります。</p> <p>また、全国から多くのランナーが松阪の魅力を感じることが出来る大会として、コースのあり方も含め、松阪市全域で盛り上がっていきますよう引き続き取り組んでまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>このたびは、貴重なご意見をありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話:53-4359</p>

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	自転車のヘルメット着用について	<p>先日自治会の用事で朝一番に市役所にお邪魔した時に驚きの光景を目にしました。朝8時半のちょっと前に自転車を駐輪場に止めていたら、続々と職員さんも出勤してきましたが、20人ほどの中、ヘルメット着用をしたのは一人だけ。松阪市では職員さんのヘルメット着用率は何パーセントですか？これで法律で定められている努力義務を果たしていると言えるのですか？そもそも職員さんはヘルメット着用の努力義務について知っていますか？もし知っていて着用していないのはもっと問題かと思えますが。最近昼間に防災無線で「事故が多いので気を付けよう」みたいな放送が流れていますが、まずは市民の鑑である職員さんが率先してヘルメット着用ぐらいすべきでは？</p> <p>そこで提案があります。 ?職員には職務規定でヘルメット着用を義務付ける ?担当する部署が毎日駐輪場でチェックと注意をする をされてはいかがでしょうか？ いい加減、「職員に一斉メールなどで注意喚起しました」的な対応では、効果がないことくらい分かっていますよね？</p>	<p>【本市職員の自転車通勤者のヘルメット着用率について】 自転車通勤を行う本市職員の乗車中のヘルメット着用率については、調査を実施していないため把握しておりません。 【本市職員に職務規定でヘルメット着用を義務付けることについて】 自転車運転中のヘルメット着用については、道路交通法第63条の11においてその着用の努力義務が規定されているところですが、法律においてその着用が義務付けられているものではないことから、本市服務規程などでその着用を義務付けることは難しいと考えています。 【担当する部署が毎日駐輪場でチェックと注意をすることについて】 服務規定におけるヘルメット着用義務化が難しい中では、ご提案いただいた駐輪場でのチェックや注意(指導)に実効性を持たせることは困難であり、また、その実施に当たっては現場に複数人の職員配置が必要となることも想定され、担当課の職員数を考慮しても実施は難しいと考えます。 自転車のヘルメット着用努力義務につきましては、法律が令和5年4月1日に施行されて以降、定期的に職員に対してはその内容を周知し、ヘルメット着用を促しておりますが、法律では努力義務とされていることから、職員に対しその着用を義務化(強制)することが難しい状況です。 今回頂戴しました「公務員として市民の模範となる行動をとるべき」とのご意見もそのとおりでございますので、引き続き職員に対してはヘルメット着用に努めるよう定期的に周知を図ることで改善を図りたいと考えています。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	職員課 電話:53-4331

令和6年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	クリーンセンターについて	<p>クリーンセンターで色別でルートを決められていますが、色が見えにくい方もいます。ユニバーサルデザインをお願いいたします。</p>	<p>お寄せいただきましたごみの受付案内業務について、利用者の方々に、分かりやすく、安心してごみの持ち込みをしていただけるよう、ご案内方法を改めさせていただき、準備が整い次第、対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。 この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>	<p>清掃施設課 電話:36-0975</p>
7	松阪市図書館の図書について	<p>松阪市図書館に方丈社という出版会社から出ている『私たちは売りたいくない！ “危ないワクチン”販売を命じられた製薬会社現役社員の慟哭』という書籍があります。これは端的に言えばコロナワクチンに関するデマ本ですよね？これって図書館に置いたままということに疑問を感じています。随分前、テレビで図書館は「国民の知る権利を守らなければならない」ということで、デマ本も置かなければならないというのを見たことがあります。だから正直、医療系(特にガン)に関する非科学的な本が本棚に並んでいても仕方ないのだと思っていました。けれどこの上に紹介した本は、ワクチンの製造元(Meiji Seikaファルマ)からプレスリリースが出ています。もしも法的に置かなければならないのだとしましょう。その場合、読者の方に注意喚起は出来ないのでしょうか？私は発売された当初から疑念を持っていた本でした。</p>	<p>ご意見のありました資料につきましては、市民の方からの要望があったもので、松阪市図書館資料収集方針及び選定基準に基づき、検討の結果、購入となったものです。「図書館の自由に関する宣言」第2条1項の国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきであるとされており、正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりといった対応はできかねます。注意喚起に関しても同様です。なお、「提供制限を行うべき正当な理由」について、日本図書館協会の見解は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、頒布差し止めの司法判断があること 2、そのことが図書館に通知されていること 3、被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時であること。 <p>上記に該当する場合に関しては図書館として検討させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>生涯学習課 電話:53-4396</p>